

平成 27 年 4 月 20 日

公益財団法人日本関税協会
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部
管理課長 大 谷 敦 志

トルエンジイソシアナートに対して課する不当廉売関税の発動について

平素は税関行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記のことについて、中国産トルエンジイソシアナートに対して暫定的な不当廉売関税を課しておりますが、「トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」(平成 27 年 4 月 17 日政令第 215 号)の施行に伴い、下記のとおり不当廉売関税が発動されることとなりました。

つきましては、貴会会員の皆様に周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 対象物品
関税定率法の別表第 2929.10 号に掲げる物品のうちトルエンジイソシアナート
(中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。)を原産地とするものに限る。)
2. 対象期間
平成 27 年 4 月 25 日から平成 32 年 4 月 24 日まで
3. 発動後の税率
一般の関税+69.4%

以上

不明な点がございましたら、業務部通関総括第 1 部門
(06-6576-3313) までお問い合わせください。